

健医援第 1321 号  
令和 2 年 11 月 16 日

神奈川県内の保険医療機関  
保険薬局  
柔道整復師  
はり・きゅう、あんま・マッサージ師  
訪問看護ステーション 様

横浜市健康福祉局医療援助課

横浜市小児医療費助成制度の所得制限緩和についての協力について（依頼）

日頃から本市医療費助成事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市では、令和 3 年 4 月から、小児医療費助成制度における 1 歳児及び 2 歳児の所得制限をなくします。新たに助成対象となる方（1 歳児及び 2 歳児で、保護者の所得が制限限度額以上の方）には、小学 4 年生～中学 3 年生と同様に、通院 1 回につき 500 円までの一部負担金を適用します。

レセプト請求方法は従前と同様です。県内各医療機関様、保険薬局様、訪問看護ステーション様等におかれましては、必要により、独自に導入されておりますレセプトコンピュータ等のシステム改修について、御準備をお願いします。

今後も、本制度の円滑な実施に向け、皆様の御理解と引続きの現物給付の御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

横浜市健康福祉局医療援助課福祉医療係  
担当：松本・石坂・東・加賀谷  
TEL：(045)671-4115  
FAX：(045)664-0403  
E-mail：[kf-iryoenjo@city.yokohama.jp](mailto:kf-iryoenjo@city.yokohama.jp)

裏面があります

## 横浜市では、令和3年4月1日の診療分から 小児医療費助成の1・2歳児の所得制限をなくします。

### 【所得制限緩和の内容】

- ① 1歳及び2歳の所得制限をなくします。
- ② 新たに対象となる方（1歳児及び2歳児で保護者の所得が所得制限限度額以上の方）は、小学4年生～中学3年生と同様に通院1回の負担上限額500円までとし、500円を超える額を、本市が助成します。
- ☆ 受診者には、通院1回500円までの請求をお願いします。保険診療の自己負担2割が通院1回500円に満たない場合は、その額まで、受診者に請求してください（本市は助成しません）。
- ③ 本人負担500円までの対象は、医科（外来）、歯科（外来）、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ、訪問看護です。
- ④ 入院助成は、自己負担分（2割）を本市が助成します。
- ⑤ 調剤（院外薬局）は、自己負担分（2割）を本市が助成します。

### 【今後の予定】

- ① 令和3年4月1日時点で1歳児及び2歳児であり、保護者の所得が所得制限限度額以上のお子さんについては医療証の交付申請が必要になります。保護者の方には、令和3年1月下旬に「小児医療証交付申請書」を送付予定です。
- ② 新たな助成対象者には、令和3年3月下旬に医療証を交付予定です。

### 【レセプト請求について】

- ① 請求方法は従前のおりです。
- ② 公費負担者番号の変更はありません。